

アントレプレナーシップ醸成プログラム企画運営業務

仕様書

1 目的

若者のアントレプレナーシップマインドを養うことで、自らアイデアを発想し、新たなことに挑戦する人材を育成する。加えて、世界で活躍する広い視野を持ってもらうためのグローバルな考え方やコミュニケーション能力の養成と、エビデンスに基づき、物事を考えるためのデータを活用した分析能力を養成する。

上記能力を備えた人材を育成することで、複雑かつ多様化する社会に対応し、世界を視野に入れて活躍する人材を群馬県から輩出する。

2 業務名称

アントレプレナーシップ醸成プログラム企画運営業務

3 委託業務内容

参加者のアントレプレナーシップを醸成するためのプログラムの企画・運営

(1) 参加人数 15名程度

(2) 参加者 県内に通学又は在住する15歳（中学校卒業以降）～25歳

(3) 実施形式

- 令和6年7月～12月の期間で複数回のプログラムを実施
- 複数回のプログラムに参加者は原則、全て参加する
- 基本的にプログラムは参加者をグループ分けし、グループでの取組を想定する
- 各グループには参加者以外にメンターを配置するものとし、メンターはグローバルな視点を備え、日英での会話が可能な者とする。また、メンターは講座やワークショップ、課題調査等と同行し、参加者への必要な助言や指導を行うこと。

(4) プログラム内容

① アントレプレナーシップ醸成のための講座及びワークショップ

② 開催時期 7月～8月

③ 開催場所 県内の施設で適切な場所を県と調整

④ 開催回数 2回程度

⑤ 特記事項

- 「アントレプレナーシップ」、「グローバルコミュニケーション」、「データに基づいた分析」の3つの要素が学べる内容とすること
- プログラム内でチームビルディングを実施すること

(5) 課題調査（ヒアリングや現地調査等）

① 開催時期 7月～8月

② 開催場所 参加者の課題に合わせてヒアリング先や現地調査先を調整

③ 開催回数 各グループ1回以上で、グループごとに実施日が異なることも可

④ 特記事項

- ヒアリングについては、オンラインでの実施も可とする

- ヒアリング先や現地調査先については、県と相談の上決定すること
- (6) グループでの中間発表
- ① 開催時期 8月
 - ② 開催場所 県内外の施設で適切な場所を県と調整
 - ③ 開催回数 1回
 - ④ 特記事項
 - リアルとオンラインの併用とする
 - 中間発表を聴講した者へのアンケート調査を実施し、参加者がその結果を分析し、生かせるようにすること
- (7) 中間発表を踏まえた発表内容のブラッシュアップ
- ① 実施期間 9月～11月
 - ② 実施方法 各グループが個別にブラッシュアップを行うことの支援を実施
 - ③ 特記事項
 - 全体プログラムではなく、個別に適宜支援を行える体制を構築すること
- (8) 最終発表
- ① 開催時期 12月
 - ② 開催場所 群馬県内の適切な場所を県と調整
 - ③ 開催回数 1回
 - ④ 特記事項
 - 原則、リアルでの実施とすること
 - 最終発表数など構成内容については、県と相談の上決定すること
- (9) メディアでの発信
- ① 実施時期 最終発表後、速やかに実施
 - ② 実施内容
 - ③ 参加者による発表内容及び当該プログラムの内容に関して、幅広く周知するために、メディアでの発信を行う
 - ④ 特記事項
 - 原則、インターネット上での発信とすること

4 実績報告書の提出

委託業務内容の終了後、直ちに実績報告書を提出する。

5 契約期間

契約の日から令和7年3月31日まで

6 その他

- (1) 前条までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。
- (2) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者と細部を打合せのうえで締結する。
- (3) 感染症や災害などの発生等、やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。

- (4) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを保証するものとする。
- (5) 本事業に関する成果物の所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。